

一般社団法人全日本ホテル連盟

支部組織規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第40条の規定に基づき、支部の組織及び運営に関し必要な事項を定め、定款第4条に定める本連盟の事業を円滑に推進し、定款第3条の本連盟の目的を達成するために定めるものである。

(支部の設置)

第2条 本連盟に、次の支部を置く。

一般社団法人全日本ホテル連盟北海道支部
一般社団法人全日本ホテル連盟東北支部
一般社団法人全日本ホテル連盟関東支部
一般社団法人全日本ホテル連盟甲信越支部
一般社団法人全日本ホテル連盟中部支部
一般社団法人全日本ホテル連盟近畿支部
一般社団法人全日本ホテル連盟中国四国支部
一般社団法人全日本ホテル連盟九州支部

2 本連盟の正会員は、正会員が代表するホテルの所在地を基準として、以下の表による支部に所属することとする。

3 正会員の他、準会員・賛助会員は、支部活動に参加することにより、地域の発展に寄与する。

会員の所属する支部	所在地
北海道支部	北海道
東北支部	青森県、岩手県、秋田県、山形県、宮城県、福島県
関東支部	栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
甲信越支部	新潟県、長野県、山梨県
中部支部	静岡県、愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県、福井県
近畿支部	滋賀県、京都府、奈良県、大阪府、和歌山県、兵庫県
中国四国支部	岡山県、広島県、鳥取県、島根県、山口県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
九州支部	福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

(事務所)

第3条 各支部は、事務所を支部長又は支部役員のホテルに置く。

(所属時期)

第4条 正会員は、本連盟への入会時に、本規程第2条の基準により各支部に所属する。

(支部役員の設置)

第5条 各支部に、次の支部役員を置く。

(1) 支部理事 10名以内

(2) 監事役 2名以内

2 支部理事の中から、次の役職を置く。

(1) 支部長 1名

(2) 副支部長 5名以内

(3) 事務局長 1名

(支部長及び副支部長の選任)

第6条 支部長及び副支部長は、正会員である支部理事の中から支部役員会で推薦し、事業報告会で選任する。

(支部長及び副支部長以外の支部役員の選任)

第7条 支部長及び副支部長以外の支部役員は、各支部に所属する正会員及び準会員、並びに賛助会員及びホテル業に関し学識経験を有する者の中から支部役員会で推薦し、支部報告会で選任する。

(支部役員の職務)

第8条 支部役員の職務は次のとおりとする。

(1) 支部長は、支部を代表し、会務を統括し、事業報告会、支部役員会、例会その他の会議を招集し、その議長となる。

(2) 副支部長は、支部長を補佐し、支部事業を遂行する。

(3) 事務局長は、本規程第9条で定める支部の事務局業務を遂行し、支部役員会で報告を行う。

(4) 監事役は、支部事業、事務局業務及び会計を監査する。

(事務局)

第9条 事務局は下記の業務を行う。

(1) 支部の会務

- (2) 支部会員名簿の管理
- (3) 支部会員の異動に関する書類の管理
- (4) 収入・支出に関する帳簿の管理及び報告

(支部の運営)

第10条 支部は、毎年度3月までに開催される理事会において、次年度の事業計画案及び収支予算案の承認を得るものとする。理事会への上程に当たっては、常任理事会で事前協議を行うものとする。

- 2 支部は前項にあたり、毎年度1月までに支部役員会において、次年度の事業計画案及び収支予算案の協議を行い、承認を得るものとする。
- 3 理事会で決議された事業計画以外の事業を行う場合、事前に速やかに常任理事会で協議を行い、その後、理事会の承認を得るものとする。
- 4 支部の事業運営費は、支部交付金から支出する。支部は必要に応じ、別途、支部事業への参加費を会員から徴収することができる。

(事務運営費)

第11条 支部の事務運営費は、本部会計から支給する。各支部は必要に応じ、別途、支部事業への参加費を会員から徴収することができる。

2 毎年度、4月1日に本部から事務運営費を各支部口座に振り込む。
ただし、4月1日が土曜日、日曜日に当たるときは、これらの翌日に振り込むこととする。

3 各支部は、毎事業年度末に事務運営費の口座に残余金がある場合は、各年度末までに本部口座に振り込み、返還することとする。

(相談役)

第12条 各支部に相談役を置くことができる。相談役は各支部の役員経験者の中から、事業報告会の決議により、支部長が委嘱する。

(支部役員の任期)

第13条 支部長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 その他の支部役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する支部報告会の終結の時までとする。

3 補欠により就任した支部役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(支部役員の解任)

第14条 支部長は、本連盟理事会の決議により解任することができる。支部長以外の支部

役員が、次の各号の一に該当するときは、事業報告会において解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務執行に堪えられないと認められたとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員たるにふさわしくない行為があると認められたとき。

(定時事業報告会)

第15条 各支部は、毎事業年度の定時事業報告会を4月中に開催し、前年度の事業報告及び会計報告の承認を得た上で、本部事務局へ当月末までに報告するものとする。

(臨時事業報告会)

第16条 臨時事業報告会は、支部長が必要と認めたとき、又は会員の5分の1以上から会議の目的である事項を示し、臨時事業報告会の開催請求があったときを開催する。

(決議)

第17条 事業報告会の決議は、各支部に所属するすべての正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数をもって承認を行う。可否同数のときは議長の決するところによる。

- 2 事業報告会に出席できない議決権者は、他の出席議決権者に議決権の行使を委任することができる。この場合には、その者は、出席したものとみなす。
- 3 緊急を要する場合は、会議を開催することなく、書面をもって表決することができる。

(規程の改正)

第18条 本規程の改正は本連盟理事会の決議による。

附 則

- 1. この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- 2. この規程の改正は、令和5年8月2日から施行する。なお、旧規程第17条（支部慶弔規程）については、新たな慶弔規程が制定されるまでの間は改正前の規程によるものとする。（令和5年度第4回理事会承認）
 - ・第8条 支部役員の職務に事務局長を追加
 - ・第17条 支部慶弔規程の削除
 - ・第17条 規程の改正の追加
 - ・附則 第17条（支部慶弔規程）の削除に伴う経過措置
 - ・全般 定款で定める役職等との区分けするための変更
 - ・その他 表記・誤字の改訂

3. この規程の改正は、令和5年9月22日から施行する。（令和5年度第2回臨時理事会承認）
 - ・第5条、6条、7条 定款に準じた支部役員の設置、役職の選任の変更
 - ・第12条 定款に準じた修正
4. この規程の改正は、令和7年11月12日から施行する（令和7年度第5回理事会承認）
 - ・第10条 支部の運営の条項を追加
 - ・第15条 定時事業報告会の条項の修正